

# ～入院したときのお食事代について～

- ◆ 入院したときの食事にかかる費用のうち、決められた金額までは自己負担になります。

食事療養標準負担額（入院時の自己負担食事代）

負 担 区 分	食事代（1食につき）	
現役並み所得		
一般（1割）	510円	
一般（2割）		
指定難病患者の方（区分Ⅱ・Ⅰに該当しない方）	300円	
区分Ⅱ 70歳未満：区分才	入院90日まで	240円
	入院91日以上*	190円
区分Ⅰ		110円

\* 直近の12ヶ月間で、区分Ⅱの判定を受けている期間の入院日数が91日以上の場合

- ◆ 療養病床（回復期リハビリテーション病棟）に入院したときは、食事代の他に居住費も自己負担になります（65歳以上の場合）。

生活療養標準負担額

負 担 区 分	食事代（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並み所得		
一般（1割）	510円	
一般（2割）		370円 (指定難病患者の方は0円)
区分Ⅱ	240円	
区分Ⅰ	140円	
区分Ⅰのうち老齢福祉年金受給者	110円	0円